

【個人研究】

スウェーデンの税金と暮らしを結ぶ線

藤田 雅子 *

Tax and Living in Sweden

Masako Fujita

Sweden is well-known for its high taxes. The most significant proportion of income tax consists of local government tax. The average rate of local government tax is SEK 31 per SEK 100. This also includes county council tax and municipal tax. Almost as many women as men are employed in the labour market. Every woman gives 1.7 children. The Equal Opportunities Act is to promote equal rights for men and women with respect to employment, working conditions and opportunities. All employers are required to pay charges used to finance such social insurance programs. These charges are 33% of wages and salary costs. Sweden has had a value-added tax (MOMS) as indirect tax since 1969. The standard rate VAT is 25% of the price before tax. There are two reduced rates for certain goods and services. For example, foodstuffs rate is 12% and newspapers rate is 6%. The excises on tobacco and alcoholic beverages are important for the national governmental budget.

The budget of the municipal sector activities are education 26%, care of elderly and disabled including health care 26%, child care 14%, individual and family care 8%, business activities 8% and other activities 18% from the viewpoint of costs. The inhabitants can receive these services as collateral goods to direct tax.

Social insurance supports all citizens. As income security for families and children, pregnancy cash benefit, parents cash benefit due to child birth, temporary parents cash benefit, child allowance, housing benefit, care allowance for handicapped children and so on. As financial security in case of sickness and handicap, sickness benefit, work injuries insurance, temporary and permanent disability pension and so on. As financial security for the elderly, basic pension and national supplementary pension, special pension supplement, housing supplement to pensioners and so on. As social insurance, unemployment insurance and activity support as training allowance are included.

In Sweden, both men and women combine jobs and parenthood. Everybody can achieve economic independence through gainful employment. For equality in working life and equality within the family, social services as public sector must be offered in the community. It includes child care, housing conditions for both child and the elderly, support to the elderly and the disabled through personal assistance. Everybody can participate in all aspects of community life according to their capacities.

Tax works so efficiently and returns to every taxpayer.

* ふじた まさこ 文教大学人間科学部人間科学科

はじめに：スウェーデンの税金は高いといわれ、高福祉高負担は北欧の、そしてスウェーデンの代名詞のように使用される。老後の生活の安定のためと障害者福祉のために高い税金を納めているような印象を与える。しかし実際は日本でいう狭い意味での福祉は、スウェーデンでの生活の一部であって、全てではない。そこで本研究では、税金と福祉を含む暮らしを結ぶ線を探究する。

1 スウェーデンの概要 - 45万km²に884万人

1) 面積、地理、人口

首都ストックホルムを出て車で走ると、果てしなく森林が続き、その中に湖が見える。小さな町や村を通り抜けると、再び同じ光景が続く。45万km²の面積に耕地は8%、開発された土地は3%で、森林と山地が70%、残りは湖や川そして湿地帯である。日本の国土を上回る面積に、わずか884万人の人口が住む国がスウェーデンである。

2) 行政レベルとその役割

市町村（コミューンと呼ばれ、288）、県（ランドスティングと呼ばれ、23。他にコミューンでしかもランドスティングとして機能する3コミューンがあり、26と計算する）

国という行政レベルがあり、それぞれの役割には明確な区分がある。（註1）

保育、義務教育、高齢者や障害者の福祉、地方交通、電気や上下水道、ごみ処理など生活関連は全てコミューンが行う。ランドスティングの主たる役割は医療である。国の優先的な役割は高齢者、児童と家族、そして障害者の経済保障であり、さらに雇用対策、大学などの研究、防衛などがある。

2 税金と、国および地方自治体の収入 - 社会保険は雇用主が、所得税は主として地方税

1) 税金の種類

税金には直接税と間接税がある。

直接税は、賃金としての収入に応じて県（ランドスティング）と市町村（コミューン）に直接納める税金、すなわち所得税である。スウェーデンでは社会保障費をはじめとした社会保険の掛け金は税金的な色彩が濃く、経営者（雇用主）が国に納める。その社会保険料は国庫に入る。経営者は他に、税金として法人税を国に支払う制度になっている。

間接税の代表は消費税（MOMSモムスと呼ぶ）で、その他に特定の物品に対する物品税があり、これらは全て国の収入になる。

表1 コミュニの収入の項目別比率（全国平均 1997年）

収入の項目	率（%）	収入の例
税金	62	所得税
自己負担金と自治体事業	12	保育費など受益者負担
国庫補助	11	国からの補助
ロビンフッド税（地方平衡交付税）	4	コミューン間の是正
その他	11	

(Fact 1998 about SWEDEN'S 288 MUNICIPALITIES SEVENSKA KOMMUNFORBUNDET)

表2 国庫の収入（1998年）

収入項目	収入額 (100万kr)	総額に占める率 (%)
社会保険料	208,777	30.9
消費税	154,884	22.9
物品税	83,430	12.3
法人税	58,964	8.7
政府の事業収入	39,704	5.9
所得税	34,100	5.0
資産税	24,240	3.6
その他（7項目）	71,873	10.6
	675,972	100.0

(The Swedish Budget 1998 BUDGET STATEMENT and SUMMARY The MINISTRY OF FINANCE)

2) 国、県、市町村の税収

所得から引かれる直接税であるが、日本のように国税と地方税の2本立てではなく、例外的な高額所得者を除き、大半は県税と市町村税として所得税をランドスティングとコミュニティに一括して納めるだけである。社会保険の掛け金は雇用主が全額を納めるので、スウェーデンに住む多くの人にとってこの地方税が直接税そのものであり、収入から社会保険料を引かれることはない。地方自治体は所得税である直接税が大きな収入源となるわけである。

1997年の場合、表1に示すとおりコミュニティの収入内訳を全国平均すると、市民生活に直接的役割を担うコミュニティの収入に占める所得税率は62%で、ちなみに国庫補助はコミュニティ収入の内11%のみである。

一方、表2に示すように、国庫収入の最大のもは雇用主から納められる社会保険料である。雇用主は被雇用者つまり労働者の税込み所得の33%（32.92% 1997年）に相当する額を社会保険料として国に納めている。その内訳は、厚生年金的な老齢付加年金（ATPと呼ぶ）13.20%、国民老齢年金5.86%の他、医療、育児休暇（両親保険）、労働災害、賃金保障など、日本の労働省サイドの内容まで含む。いずれにしても雇用主が納める社会保

険料の中で大きいのは老齢年金関係である。

国庫収入の2番目は間接税である消費税、そして物品税が続く。他に高い順に、企業からの利潤に応じて納める法人税、政府の事業収入、高額所得者からの所得税、資産税などがある。直接税である社会保険料の掛け金と、次に見る間接税である消費税の両方で収入の54%になり、国庫の半分以上の収入を占める。

なおスウェーデンの会計年度は7月から6月までである。国民の所得税などの申告期限は、毎年5月4日となっている。1カ月前に所得税をコンピュータで打ち込んだ申告用紙が届き、控除額を記入して郵送による返送が可能であるにもかかわらず、多くの人々が税務署まで足を運ぶ。税務署前にはぎわい、屋台の店が出て、祭りさながらの雰囲気である。とくに最終日の5月4日は真夜中の午前零時まで混雑は続き、車で届けに来た人のために、路上で申告用紙を受け取る要員まで配置される。申告用紙を箱に入れるか手渡すだけであるが、満足そうな笑顔を浮かべ税務署前を去る。日本人には不思議な光景が繰り広げられる。明けて5日の朝からは、いつもの殺風景な税務署である。

写真1～3は、ストックホルムの税務署と税金申告の光景である。



写真1 高くそびえる建物がストックホルムの税務署



写真2 税金申告の最終日は祭りのようにぎわいの税務署前
右手にSKATTEHUSET (税務署)の文字が見える

3) 間接税

間接税であるが、その代表は1969年の導入以来続く消費税である。表2に示すように、国庫の23%を占める消費税は、日本の外税と違いスウェーデンでは内税である。買い物をする、商品の中にすでに消費税が含まれている。したがって内税と外税を単純に消費税率のみで比較することはできない。

表3に示すように、モムスと呼ばれるスウェーデンの消費税(付加価値税という呼称が的確)は内税で25%である。これを日本式の外税の消費税率になおすと、税率は20%になる。しかし消費税率は一律ではなく、食品、ホテル、国内旅行、観光は内税で12%である。生活に欠かせない食品の消費税率が低く抑えられている点に注目したい。したがって食品を買えば消費税が12%含まれるが、外食をすれば25%の消費税を払うことになる。新聞や映画館は6%の消費税である。

社会保険料、消費税に次いで国庫の重要な



写真3 税金申告に来た人の群。お年寄りの姿が印象的

表3 消費税(MOMS)率

一般消費税	25%
食品・ホテル・国内旅行・観光	12%
新聞・映画・劇場	6%

註：スウェーデンの消費税は内税方式

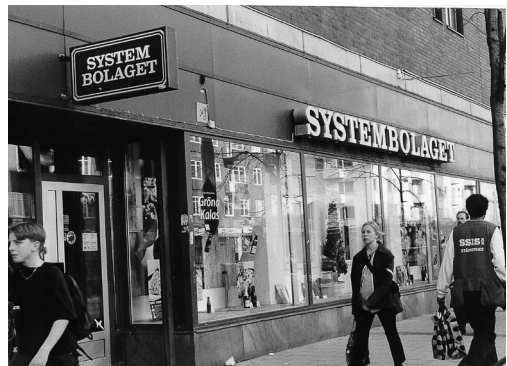


写真4 アルコール類はシステム・ボラゲットでしか購入できない。物品税は国庫の大切な収入源

収入源である物品税は、一般消費税とは別の扱いになり、酒類やタバコ、ガソリン、広告などである。

酒類は一般商店で求めることはできず、写真4に写す「システム・ボラゲット」という専売公的な場所ではしか購入できない。番号札を取り、順番待ちの人の列ができることもしばしばである。

3 賃金と所得税 - 収入の30%強は所得税

1) 労働者の賃金

表4はブルーカラー労働者の職種別平均賃金を表す。この表を読むには説明を要する。スウェーデンでは労働組合の加入率は80%以上で、世界的に見ても最も高い組織率である。稼働年齢の人は職業によって、ブルーカラーの組合（LO）とホワイトカラーの組合（TCOとSACO）のいずれかに属する。表4はブルーカラーのLOの労働者に関する資料であるが、組合員数から見ると最大の労働組合である。日本人に関心の深いホームヘルパーは市町村（コミューン）の職員であるが、このLOの労働組合員である人がほとんどである。民間企業、農・林・漁業従事者、国や地方自治体の現業職員なども包含するブルーカラーの組織である。

ところで表4に示すように、職種によって賃金差があるとはいうものの、1万5千kr前後の税込み月収である。クローネ（kr）の日本円への換算は必ずしも生活実感と一致しないが、参考までに計算する。高い収入の電気工事の労働者が19,150krで33万5千円、低い農業従事者が12,600krで22万円になる。ホームヘルパーなど市町村の現業職員は23万円弱の税込み月収である。大ざっぱに見て、大半の人は1万krから2万krの範囲に入り、17万5千円から35万円の税込み月収ということになる（レートは1998年5月現在で計算。以下、換算率は同じ。1kr 17.5円）。（註2）

付加的な説明になるが、スウェーデンでは年齢による賃金の大きな差はない。

日本のように夏期手当や冬期手当といったボーナスはスウェーデンにはないので、月収額に12カ月を掛けると年収になる。再びあえて日本円に換算すると、税込みで210万円から420万円が年収となる。日本人の感覚からすると低いという印象を受ける。通勤手当や家族に対する扶養手当も支払われない。男女共に働く共同社会で妻の扶養手当が存在するわけではなく、子どもには児童手当が国庫の一般歳出として社会保障の中で処理され、経営

者が従業員の家族まで経済的に個別に保障することはない。連帯という形で社会保障の中で解決される。

これには社会的背景について説明を要する。男女共に働くのがスウェーデンである。結婚すれば一家に2人の稼ぎ手がいるから、収入は2倍になる（女性は男性の職種別平均賃金の90%ほどにとどまっているので、厳密には2倍にはならない）。逆に言えば、夫婦で働くからこそ一家の家計がやりくりできる。日本のように専業主婦といった選択肢は無いに等しい。職業をもちながら、子育てもするというのが普通の姿である。ボーナスは金銭ではなく、年間5週間（土曜日と日曜日を含む計算）という年次有給休暇である。職場をはなれて長い自由時間を楽しむ権利が保障されていることを特筆しなければならない。

表4 労働者の平均賃金（1996年）

職種	賃金月額（kr）
林業	16,100
製材	15,350
印刷	15,432
機械工業	14,930
金属加工	15,480
電気工事	19,150
国家公務員現業	15,500
食品加工	14,770
紙パルプ	15,830
交通運輸	14,190
商店	13,310
ホテル・飲食	14,190
建物管理	13,860
保険事務	15,380
建設業	17,480
市町村公務員現業	13,090
農業	12,600
板金	16,770
塗装	17,370

（資料 DAGENS NYHETER 1997年9月22日）

表5 賃金と所得税 (1998年)

月収 (kr)	税金 (kr)	所得税率 (%)
7,000	2,273	32.5
10,000	3,271	32.7
12,000	4,071	33.9
16,000	5,666	35.4
20,000	7,279	36.4
30,000	13,639	45.5
50,000	24,500	49.0
100,000	53,000	53.0

社会保険料は雇用主の全額負担である
(資料 AFTONBLADET 1998年1月5日)

2) 収入と所得税の関係

表5は、月収に対して納める所得税額を賃金との関係で示す(1998年)。地方自治体は独自に所得税率を決定することができるので、住む場所によって税率が異なっているが、表5は全国の平均を表す。参考のために所得税の月収に占める率を計算して、結果を右側に付記した。

表5に示す所得(月収)に対する税金の関係を見てみよう。時間を短縮して働いて、月額7,000krの収入があるとして、コミュニンとランドスティングに納める所得税は2,273krで、月収に占める税金の率は32.5%である。1万krの月収では税金が3,271krで、32.7%になる。ブルーカラーの所得としては高い2万krの月収のある人は、税金を7,279kr納め、月収に占める税金の率は36.4%である。平均的な賃金のある人は所得税として30数%を地方自治体に納めている。

高額所得のある人の場合を、参考までに見てみると、月額3万krの収入では13,639krの所得税になり税率は45.5%、5万krでは24,500krで49.0%になり、収入の約半分を所得税として納めることになる。これほどの収入がある人はわずかである。逆にやっと働き出し、パート的な仕事であっても所得税は30数%は納める。

写真5はストックホルム市庁舎である。ここで開催される市議会が、税金を市民の生活に還元するサービスについて決定する。



写真5 ストックホルムの市庁舎



写真6 全国コミュニン連盟の正面

写真7 全国ランドスティング(県)連盟の内部。
斬新な建物が印象的

4 納めた税金の暮らしへの反映 - 国が所得保障を、コミューンが生活サービス保障を

1) コミューンとランドスティングのサービス

収入に応じて納める所得税は地方自治体に入る。住む場所によって税率が違うので一概にはいえないが、首都ストックホルムに住む人を全て平均すると、所得税は収入の30%ほどである。その内訳であるが1997年の予算では、コミューンであるストックホルム市に18.45%、ランドスティングであるストックホルム県に10.80%、そして教会（1996年現在、全国に2,544教区）に0.72%、その他0.03%の割合である（Detta ar Stockholms Stad 1997 Information Stadshuset 1997年3月）。

表6はコミューンの活動を表し、表7はコミューンの支出を項目別に比率で示している。コミューンに住む住民の暮らしに税金が使われるわけであるから、住民は税金の用途に関しては多大な関心を払うことになる。住民は税金を地方自治体に一旦預けて、コミューンは連帯という形で納税者に分配し、住民は生活へのサービスとして返してもらうと表現してもいい。地方自治体を動かすのは地方政治に携わる政治家であるから、選挙に対す

る住民の関心は高い。

表7に示すように、教育と、高齢者や障害者の福祉にそれぞれ26%を支出し、両者で支出の半分以上を占める。日本人に関心が深い在宅福祉サービスは、この高齢者をはじめとした福祉であって、医療も含む。一般的には医療はランドスティングの大きな役割であるが、高齢者などは医療も入れてコミューンの地域サービスとして提供される。ただし介護と医療の境界をめぐって、今なお論争の続くスウェーデンである。

児童福祉の最大の支出は保育園である。男女共に働く社会において、単に預かってもらうのではなく、子どもが社会の構成員として成長するのを助ける保育園の存在は不可欠である。保育ママによる家庭内保育もある。学校教育は無償であるが、保育園の場合は親の保育料の負担がある。男女共に働きながら子どもを産んで、安心して育て、定年で職を離れても住み慣れた地域の自宅で安心して老いることができるのは、コミューンにおいて税金が住民の暮らしに反映するように使われているからである。地域での子育てと老後が約束されている。コミューンの収入の62%は住民自身が納めた所得税である（表1）。

ランドスティングについても説明しておこ

表6 コミュューンの活動

児童の福祉（保育所）
教育（義務教育 / 高校教育 / 成人教育）
高齢者と障害者の福祉（在宅ケアなど）
余暇活動
文化活動（図書館など）
移民対策
公衆衛生
環境保全
産業対策
エネルギー対策
道路整備と交通対策
コミューンの財産保持
消防など市民生活の安全
コミューンレベルの国際協力と国際開発

(Fact 1998 about SWEDEN'S 288 MUNICIPALITIES SEVENSKA KOMMUNFORBUNDET)

表7 コミュニの支出項目別比率（全国平均 1997年）

支出の項目	支出の例	率（％）
教育	基礎学校（義務教育）・高校	26
高齢者と障害者の福祉	医療を含む在宅サービス	26
児童の福祉	保育園など	14
公的扶助	生活保護	8
設備投資		8
その他		18

(Fact 1998 about SWEDEN'S 288 MUNICIPALITIES SEVENSKA KOMMUNFORBUNDET)

う。県民は所得税30%ほどの内、11%ほどをランドスティングに納めるが、分かりやすいように、県民が払った100krの税金がどう使われるか行方を追ってみる。そのうち84krが医療（3krの歯科医療を含む）に、9krが公共交通・商業・工業の計画と行政、5krが教育と文化活動に使われる（The Swedish County Councils by the Federation of County Councils）。ランドスティングの大きな仕事は医療ということになるが、医療費のわずかな患者負担がある。

写真6は全国コミュニティ連盟を、写真7は全国ランドスティング連盟を写した。

写真8は立法府、国会（リクスダーゲンと呼ぶ）で、右手に王宮の一部が見える。



写真8 スウェーデンの国会は一院制で、国会議員は349人

表8 国家予算（1998年）

予算の項目	金額 (100万kr)	率 (%)
国庫負債利子	109,125	15.9
コミュニティへの国庫補助金	93,049	13.5
老齢の社会保障（老齢年金など）	62,701	9.1
労働市場と職業生活	47,542	6.7
失業の社会保障	42,723	6.2
防衛	41,244	6.0
疾病と障害の社会保障（手当、年金など）	37,192	5.4
家族と児童の社会保障（児童手当など）	35,814	5.2
教育と大学の研究	27,051	3.9
通信	24,101	3.5
住宅計画・供給・建設	22,826	3.3
医療とソーシャルサービス	22,500	3.3
研究補助	21,334	3.1
司法	21,034	3.1
E U の分担金	19,645	2.9
農業・林業・漁業	13,726	2.0
国際開発援助	11,343	1.6
その他		
政治・経済と会計・税の行政と徴収・		
外交と国際協力・移民と難民・文化と余暇・		
地域の均衡と開発・環境と保護・エネルギー・商業		

国家予算の総額 687,815 (100万kr)

(The Swedish Budget 1998 BUDGET STATEMENT and SUMMARY

The MINISTRY OF FINANCE)

2) 国の経済保障

所得税を払った上で、物を購入すれば、もちろん日本の消費税にあたる付加価値税を払うわけであるから、直接税を払いさらに間接税として税金を払うことになる。この間接税と、雇用主が払う社会保険料と直接税（法人税）が国庫の大きな収入源となる。これは表2に示したとおりである。国民はどのような見返りを受けられるか見てみよう。経済面での社会保障は国の仕事であるが、国民は老後や、人生途上での疾病や障害の不安のための蓄えにあえぐ必要はない。表8は国家予算の項目別の金額を示す。負債の利子とコミュンへの国庫補助を別にすれば高齢者の所得保障、すなわち年金が最上位に位置していることがわかる。本論にはいる前に、予算の上位を占めるコミュンへの補助金にふれておく。裕福なコミュンが拠出金（1998年の場合、397億kr）を国に出し、それを含めて、自治体間の格差を是正するために国庫から補助金として支出される仕組みになっている。

では、暮らしに直接的に関係する社会保障について説明する。

労働、疾病、出産、育児の有給休暇

働いていて心配なのは病気になった時であるが、収入が途絶えたら途方にくれる。スウェーデンでは収入のある者が病気になったら、「疾病給付」として収入の75%の以上の現金給付が受けられる。正確には、病欠初日は無給、2日目から14日目までは雇用主が払い、15日目から社会保険の疾病給付になる。

子育てのために職を離れなければならないとしたら、収入面の不安が伴う。スウェーデンでは経済保障としてそれをいかに解決しているかを見よう。子どもが幼いうちは安心して親は子育てをしたいものであり、社会がそれを応援することが、親にも社会にも子どもにも良い結果をもたらす。経済保障としては社会保険の「両親保険」がある。450日の出産と育児に伴う休暇が認められている。このうち父親30日と母親30日に通常給与の85%、父

親か母親のいずれかが取る300日は通常の収入の75%、残る90日はやはり父親か母親がとるが1日60krがどの親にも平等に支払われる。これは1人の子どもに対する休暇であるから、2人目以降の子どもについても同じである。なにも子どもが乳児期のうちに連続して450日を使わなくてもよく、子どもが8才になるまで残しておけるという融通のきく育児休暇制度と経済保障である。

子どもはよく病気になるが、子どもは親に側にいてほしいし、親も病気の子を置いて仕事には行けない。三世同居はなく、皆が働いていて専業主婦はいないので、日本のように祖母や隣近所に病気の子どものを頼むわけにはいかない。スウェーデンでは12才以下の子どもの場合、看護休暇を年間120日まで父親か母親かのいずれかが取ることができる制度であり、通常給与の75%が保障される。

両親保険は、父親と母親との休暇の合計が「育児休暇」450日、「看護休暇」年間120日までであるが、例外的に父親と母親と一緒に取る休暇として、母親が出産の場合に、父親に10日の有給休暇が認められている。両親保険と、育児と看護のための休暇を認める労働法が表裏一体となり、所得保障と休暇の権利の両面の法的根拠が整ってはじめて成立する子育てである。

子どもを良質な住宅環境で育てるために、低い収入の親には「住宅手当金」(通称BB)が支給されるので、家を確保するために生活を切り詰めることはない。住宅手当金が親の収入や家賃などの条件に左右されるのに対して、親の収入や環境条件を問わず、16才以下の子ども全てに一定額の「児童手当金」が支払われる。3人目、4人目となると額は増額される。次の事例紹介で児童手当金の詳細について説明する。

子育てに伴うこれらの休暇の所得保障や、各種の手当金は全て国庫から支払われる。

乳幼児期は有給の「育児休暇」を利用して親が育て、次にコミュンの役割である保育所や保育ママを利用し、子どもの病気の時は

やはり有給の「看護休暇」がある。所得保障と地域サービスの二人三脚方式で、男女共に働き、男女共に子育てをする社会が成立している。親が安心して子どもを産んで育てられるなら、労働力は確保でき、将来の納税者が育ち、社会の活力は失われない。高齢化社会に歯止めがかかる。

年間5週間の有給休暇が国民に保障されている。そして稼働年齢中は労災保険や失業保険が、前述の「疾病給付」と共に、働く人の安全弁となっている。

高齢者の年金と手当

稼働年齢の間は働き、家庭を営み、子どもを育てるが、一般的には65才まで働き、それ以降は仕事を離れる。すると「老齢年金」が全員に支給される。国民年金的な性格の年金である。働いていた時の収入に応じて支払われる付加年金（「ATP年金」と呼ぶ）が

「老齢年金」に加わる。中には65才を待たないで仕事を退く人や67才くらいまで働く人もいる。早く年金をもらい始めれば月額は低く押さえられ、遅くもらえば高くなる。「老齢年金」のみの高齢者に対しては「年金加算金」が支給される仕組みになっているので、生活に困ることはない。若いうちに老後に備えて貯金する必要もない。これらの関係については次の事例紹介で、説明を付加する。

一般労働市場で働けない障害者には、「早期年金」として老齢年金と同額の年金が支給される。年金収入しかない高齢者や障害者には、さらに「住宅手当金」(LBK)が入る。

写真9は、ティーショップでくつろぐ高齢者であるが、安心して高齢期を送ることができる手本が、スウェーデンをくまなく覆っている。写真10はメーデー（5月10日）の街頭デモの一コマである。障害をもった人は、さらに質的充実を求めて力強く行動する。



写真9 お年寄りどおしの会話は進む

写真10 世界がうらやむ障害者サービスは当事者のアピールがあるからこそ



5 モデルケース別に見た収入と支出との関係 - 家族構成と家計

家計における収入と支出との関係を家族構成別のモデルケースから見てみよう。資料として新聞 EXPRESSEN (1996年9月16日)の記事を参考にする。写真11は、ここに使用する4ケースの新聞の記事である。イラスト入りで説明も平易な雰囲気を与えるために挿入した。スウェーデンでは税金と社会サービスについて敏感であるので、このような内容記事が頻繁に掲載される。家計と税金の関係が現実的な説得力があるのは、国も地方自治体も税金の収支が単純で透明な社会であるからだろう。

社会保障としての各種手当金や、家族や労働の特徴について説明を加味しながら、モデルケースの分析を試みる。

1) 子どものいる家庭の家計

表9に、子育て中の家族の家計における収支を2ケースについて紹介している。いずれもスウェーデンでよく見られる家族構成である。

8才と3才の子どもと両親の家庭

まず表9の左側のケースである。夫婦の収入を合わせると月収は40,759krであるが、所得税を15,095kr支払う。児童手当金が2人分で1,280kr (1997年現在)支給される。この4人家族は、月に26,944krが実収入つまり可処分所得になる。日本円で47万円ほどである。

支出であるが、食費を中心にした生活費が9,498kr、住宅費としてアパート代が5,608kr、下の子の保育料が3,057kr、車にかかる費用

表9 収入、税金、支出の関係のモデルケース
その1 - 子どものいる家庭の場合

	モデルケース 婦と子ども (3才と8才) アパート暮らし		モデルケース 父と子ども (4才) 一戸建て
月収	40,759	40,759	15,243
所得税	- 15,095	- 15,095	- 5,198
児童手当金	1,280	1,280	640
住宅手当金			1,092
公的養育費立替金			1,173
収入の合計	26,944	26,944	12,950
生活費	9,498	9,498	5,505
住宅費	5,608	8,211	4,682
保育料	3,057	3,057	1,149
自家用車	3,273	3,273	
定期代	400	400	400
支出の合計	21,836kr	24,439kr	11,736kr
残金	5,108kr	2,505kr	1,214kr

(資料 EXPRESSEN 1996年9月16日)

写真11 家計のモデルケースを表す新聞のイラスト (EXPRESSEN)

	1996	1997	1996	1997
inkomst kr/mån	1996	1997	1996	1997
Lön	38966	40759	38968	40759
Skatt	14030	15095	14030	15095
Barnbidrag	1280	1280	1280	1280
Summa inkomster	26216	26944	26216	26944
Utgifter kr/mån	9472	9498	9472	9498
Hushållskostnader	5445	5008	7838	8211
Boendekostnad	2322	3057	2922	3057
Barnomsorg	3160	3073	3150	3073
Bil	350	400	350	400
Kollektiva resor	21345	21638	23740	24439
Summa basutgifter	4867	5107	2476	2505
ÅTERSTÅR	143	-21		
Förändring 96/97				

	1996	1997
inkomst kr/mån	2838	2846
Folksam	5321	5336
Bostadstillägg	1172	1185
Skatt	1852	1863
Summa inkomster	7379	7404
Utgifter kr/mån	3499	3509
Hushållskostnader	3210	3306
Boende	215	242
Kollektiva resor	6924	7057
Summa basutgifter	455	347
ÅTERSTÅR	-117	
Förändring 96/97		

	1996	1997
inkomst kr/mån	2838	2846
Folksam	1641	1645
Bostadstillägg	2644	2661
Skatt	7123	7152
Summa inkomster	7123	7152
Utgifter kr/mån	3499	3509
Hushållskostnader	3210	3306
Boende	215	242
Kollektiva resor	6924	7057
Summa basutgifter	198	95
ÅTERSTÅR	-108	
Förändring		

3,273kr、定期代400kr（県全域に通用）といった支出があり、支出の合計は21,836krになる。収入から支出を差し引くと、5,108krの余裕を残す。日本円にして9万円ほどである。住宅を一戸建てにするとアパートより高いので、住宅費に8,211krを要し、残高は2,505krになる。

上の子どもは基礎学校（日本の小学校と中学校を合わせた義務教育の学校）に通学しているので、教育費として負担部分はないが、下の子どもの保育料は親の負担である。しかしここでわかるように、表10のように2人の子どもに児童手当金が支払われる。他にも人生の途上での社会保障は整っているので、いざという場合を考えて、貯金をする必要もない。表9のケース紹介の金額と、表10の児童手当の数字の間には1年のずれのため、金額は一致しないが、おおよその見当はつく。

表10 児童手当（月額 単位kr 1998年）

1人目	750kr
2人目	750kr
3人目	750kr+200kr=950kr
4人目	750kr+600kr=1350kr

ストックホルムでは、バス、地下鉄、近郊電車など乗り降り自由な1カ月定期券の料金が低く押さえられているが、公共輸送機関をストックホルム交通局が運行しているからである。日本の首都東京では、都営地下鉄や都営バスが私鉄よりも割高なのは違う。スウェーデンでは市民生活にとって交通機関が欠かせないので、地方行政の中に組み込まれているからできるサービスである。

もう一つ重要なのは、アパートの場合は、住宅費の中に、管理費の他に、上下水道、給湯、暖房費などが含まれている点である。北国のスウェーデンにおいて常に湯が使える、暖かい家に住めることは生活の重要な条件である。とくに都市部では個別のアパートごとで

はなく地域暖房であるから、住民は安価に生活の質を維持できる。しかも居住面積が確保され、子どもが1人であれば80㎡、2人で100㎡、3人で120㎡の家に住める（「住宅手当金」の1998年の基準）。

土地と住宅の確保はコミュニティの仕事で、都市では圧倒的に集合住宅タイプが多い。とくにストックホルムなど大都市ではかなりの土地がコミュニティの財産で、これを貸りて民間業者がアパートや住宅群を立てる場合も多く、住宅政策が住民に届く仕組みがある。「土地転がし」など言語道断である。電気代と電話代のみは個人払いになる。電気代は電灯と調理に使っても、日本よりはるかに安価である。表9のケースでも、一戸建てに住めれば、アパートよりもコストが高つく。

父親が4才の子を育てる片親家庭

スウェーデンでは離婚や再婚は珍しくなく、しかも結婚形態として同棲や夫婦別姓も可能である。このような社会状況の中において、いわゆる片親家庭として父親または母親だけで子どもを育てる家庭も少なくない。パツイチなどと離婚を人生の失敗であるかのように評価する日本とは違う。父子家庭だろうが、母子家庭だろうが子育ては可能であるし、男女共に働く社会であるから、愛のない結婚生活は解消するのがスウェーデンである。

さて表9の父子家庭として、ケースを見てみよう。父親の収入は月額15,243krで、税金を5,198kr納める。子どもの児童手当金が640kr、住宅手当金が1,092kr、公的養育費立替金が1,173krが加わり、税引き後の収入額は12,950krになる。日本円に換算すると、収入自体は27万7千円であるが、9万1千円税金を払って、種々の手当てがつくと、可処分所得は23万円間ほどになる。で見た4人家族の家庭の半額ほどに達していることがわかる。

ここで説明を加えなくてはならないのは、まず住宅手当金である。これは収入が低く子どもがいる場合、一定の基準を設けて住宅手当金が支払われるが、国民全てが一定水準以上

の住宅で生活できる仕組みになっているからである。スウェーデン語の頭文字をとってBBと呼ぶ家賃補助制度である。夫婦で稼ぐ家庭よりも片親家庭の収入は当然低くなるが、良質の住宅に住むのは国民の権利であるとする。子どもがいる場合のみならず、年金だけが収入になっている障害者や高齢者の場合も住宅手当金が支払われる。年金生活者については次のケース「独り暮らしの高齢者」において説明を加える。

公的養育費立替金であるが、離婚などによって片親だけで子育てをする場合に国から一定額が支払われる費用である。子どもを養育していない方のもう一方の親は収入に応じて国に養育費を支払う。このケースは、離れて住んでいる子どもの母親が養育費を支払っているが、元夫婦間の養育費の受け渡しではなく、公的養育費として国が間に入っているため、子どもの経済的立場は守られている。片親の死別の場合もこの養育費は支払われる。

児童手当金は収入などの諸条件にかかわら

ず16才以下の児童に均等に支払われることにおいて、 の家庭の子どもと変わらない。

父子家庭の支出として、生活費5,505kr、住宅費4,682kr、保育費1,149kr、定期代400krという内訳で、合計が11,736krになり、残高が1,214krである。 のような中間所得層の夫婦が2人の子どもを育てている家庭と、低所得の父子家庭とで、経済的には生活状態に大きな格差が表れない仕組みがわかる。

2) 高齢者の家計

老親と稼働年齢の息子や娘が同居するという家族形態は珍しく、ましてや三世同居などは、ほとんど考えられないのがスウェーデンである。子どもは成人すると、親元から巣立っていく。子育て後、夫婦は共に働き、やがて仕事から遠ざかる。夫婦で定年後の生活を営むが、いずれは夫婦の一方が死亡し、他方が残され、高齢者の独り暮らしが始まるが、多くは女性である。暮らしを、税と社会保険、そして家計の収支から見てみよう。

表11に、労働経験の有無から見た高齢者の典型的な2ケースを示す。

有職だった独り暮らしの高齢女性

表11の左側のケースであるが、まず月収を見よう。収入は老齢年金が2,846kr、付加年金ATP(所得比例の年金で厚生年金的性格)5,336kr、住宅手当金1,185krである。老齢年金(基礎年金)と年金加算金しか収入がない場合は、所得税控除の枠内であるが、 のケースは付加年金があるので、老齢年金と付加年金の収入に対する所得税として1,963krを引かれる。前掲の写真3は高齢者が所得税の申告に来た様子を写した。年金からきちんと税金を払うわけである。 のケースの税引き後の実質的な収入すなわち可処分所得は7,404krになる。日本円に換算すると約13万円が手元に残る。

表12は、高齢者の年金について月額で示す。国民年金的な「国民老齢年金」は、すべての高齢者に支給されるが、夫婦と単身者ではいくぶん違いがある。このケースには該当しないが、老齢年金のみしか収入のない のケー

表11 収入、税金、支出の関係のモデルケース
その2 - 独り暮らしの高齢女性の場合

	モデルケース 有職経験	モデルケース 専業主婦
国民老齢年金	2,846	2,846
国民付加年金ATP	5,336	
国民年金加算金		1,645
住宅手当金	1,185	2,661
所得税	- 1,963	
収入の合計	7,404kr	7,152kr
生活費	3,509	3,509
住宅費	3,306	3,306
交通費	242	242
支出の合計	7,057kr	7,057kr
残金	347kr	95kr

(資料 EXPRESSEN 1996年9月16日)

表12 高齢者の年金
(月額 1人当たり 単位kr 1998年)

国民老齢年金(単身)	2,854
国民老齢年金(夫婦)	2,334
国民年金加算金	1,650
国民付加年金(最高額)	11,593

() 社会保険料から支出

に適用される国民年金加算金と、このケースに関係する厚生年金的性格の国民付加年金の最高額も、表12に示す。表11のケース紹介と表12の年金などの額の間に1年間のずれがあるので、数値が一致しないが、大きな差ではない。

年金生活者対象の住宅手当金はLBKと呼ばれ、子どものいる家庭で低収入の場合の家賃補助制度BBと同様、社会保障の一部である。住むところに困ったり、劣悪な住環境で我慢を強いられる高齢者はいない。

さてこのケースの支出であるが、生活費3,509kr、住宅費3,306kr、老人用の定期代242krを使い、支出の合計は7,057krであるから、残高が347krとなる。残高は日本円で6千円と少しある。仮に、身の回りのことが自分でできなくなっても、痴呆になってもコミュニケーションのサービスが受けられるので、介護や経済について取り越し苦労をする必要はない。

働いた経験のない独り暮らしの高齢女性

現在の高齢女性は、若い頃は必ずしも男女共同参画社会ではなかったもので、専業主婦だった人もいる。表11の右側のケースである。収入であるが、老齢年金はこの女性と同じで2,846krであるが、働いた経験がないので付加年金ATPはない。しかし老齢年金を補う意味の補助的性格をもつ年金加算金が

1,645kr出る。住宅手当が2,661kr支給される。このケースの場合は所得税控除内の収入しかないので、直接税は払う必要はなく、住宅手当金に加わった全てが可処分所得として収入になり、合計で7,152krとなる。日本円に換算すると12万5千円で、と比較すると収入は少々低い程度に収まっている。

このケースの支出であるが、と同じく、生活費3,509kr、住宅費3,306kr、定期代242krであるから、支出合計もと同じ7,057krである。残高が95krしかない点で、このケースが347krであるのとは違う。

このケースとこのケースは稼ぎが違うのに、支出面ではほぼ同じで、同等の生活水準が保てるのはおかしいとか、国民老齢年金を補うものとしてこのケースは、働いた経験の見返りとしてのATPであるのに、このケースは、国民の税金(正確には労働者を雇用する経営者が納める社会保険料)からの恩恵である国民年金加算金によって、同じような生活ができるのは不合理であるという考えが成り立たないのがスウェーデンである。

税金を動かすのは国会議員であり、県議会議員であり、コミュニケーションの議員であるから、選挙は国民、県民、市民の重大関心事である。つまり国政や地方政治、税金の徴収と分配、社会的サービスの間の密着した関係を社会の構成員が認めているから、可能になると解釈

表13 収入と支出に見る家計と暮らし

家族構成：夫婦と子ども3人（15才 5才 1才半）	
[収入]	
夫（所得税引き実収入）	11,095kr
妻（所得税引き実収入）	8,750
公的養育費立替金（15才の娘）	1,173
児童手当金（3人の子ども）	2,120
<hr/>	
収入の合計	23,138kr
[支出]	
夫の労働組合費	235kr
妻の労働組合費	215
保育費（5才と1才半の子ども）	2,970
住宅費	6,700
食費	5,000
借家人組合費用	50
日刊新聞購読料	150
夫の奨学金（教育ローン）返済	250
損害保険（子ども）	110
電話代	320
TV視聴料	120
電気代	244
自家用車（駐車料金とガソリン代）	170
別荘管理	350
自然保護団体の会費	50
定期代と交通費	925
<hr/>	
支出の合計（必要経費）	17,859kr
<hr/>	
残金	5,279kr

（資料 DAGENS NYHETER 1996年5月10日）

できる。最終的には行政を見張るオンブツマン（市民代理職）の存在を知っている。

6 家計に見る家族の暮らし - 「夫婦で職業も、子育ても」

新聞 DAGENS NYHETER（1996年5月10日）に掲載された実在する家族の家計について見てみる。収入と支出の細かな内訳がわかる。スウェーデンの場合、数%の裕福な家庭を除けば大半が同じような生活をしているので、ケース紹介は家計を通して家族と暮らし知る上で役に立つ。（註3）

表13に家計を一覧にしてある。家族は夫婦

と15才、5才、1才半の子ども3人である。再婚夫婦である。15才の子どもは夫の以前の連れ合いとの間の子どもで、公的養育費立替金の対象であるので、夫婦間の2人の子どもとは経済的な理由で違いがある。さて収入であるが（全て月額）所得税を引いた後、夫は11,095kr、妻は8,750krである。他に15才の子どもの公的養育費立替金1,173kr、子ども3人分の児童手当金2,120krが加わり、合計で23,138krになる。日本円にして40万円ほどである。住宅手当金（家賃補助制度）は受け取っていない。年収（可処分所得）を日本円に換算すると、480万円ですべて生活する。

前述した児童手当金額は、2人まで同一金額であるが、3人目から増額される。児童手当金は親の収入にかかわらず、スウェーデンに住む16才までの児童全員に支給される。1998年の児童手当の月額と子どもの人数の関係を、表12の基準にしたがって計算すると、日本円にして子どもが1人なら1万3千円ほど、2人なら倍の2万6千円ほど、3人であれば4万3千円になる。16才以下の子どもが4人いれば、7万円弱が支給されるわけである。高等学校に進学した場合は、児童手当金とほぼ同額の教育手当が出るが、義務教育修了者の95%（1997年）が高等学校に進学するから、成人になる18才まで、ほとんどの子どもが児童手当金または教育手当金をもらっているといえる。

この5人家族の支出について月単位で見てもみよう。労働組合費は夫235kr、妻215krである。スウェーデンでは労働者の80%が労働組合に所属していることはすでに述べたが、職種別組合に属しているのが一般的である。2人の子どもの保育料が2,970kr。保育料は各コミューンが決めるので居住地によって格差があるし、親の収入による違いもあるので一定していない。住宅費6,700kr、食費5,000kr、そして保育料が大きな支出である。

こまごました支出として、借家人組合の費用50kr、新聞購読料150kr（註4）、夫の教育

ローンの返済250kr、損害保険（子どもの保険）110kr、電話代320kr、テレビの視聴料120kr、電気代（電灯と調理）244kr、自家用車の駐車料金と損害保険料170kr、親族と共有するセカンドハウスにかかる費用350kr、自然保護団体の会費50kr、定期代と交通費925krになる。合計17,859kr（日本円で31万円ほど）は毎月必要な経費である。

ここで日本人には贅沢品と考えられるセカンドハウスについて説明を要する。スウェーデンでは長い年次有給休暇を過ごすために別荘は欠かせない。とくに6月末から7月、そして8月初めにかけては都心のアパート群が森閑とするくらい、人々は自然を求めて田舎のセカンドハウスに移動してしまう。ちなみに5週間の有給休暇の消化率は100%であるという。日本のように子どもが夏休みでも、父親は毎日出勤し、1週間の休みが取れればいいほうだと考えるのは事情が違う。子どもの夏休みと父母の有給休暇とを重ねて、家族で夏をエンジョイする。この家族は親族と共有する別荘をもっているの、350kr（6千円ほど）の費用がかかるが、月割りにするとわずかこれだけの費用で長期休暇や週末を家族ぐるみで楽しめることになる。

全収入からこの必要経費としての支出を差し引くと、5,276kr、約9万2千円が残り、これが自由になるお金である。暮らしは楽ではなく、妻の国からの大学教育ローン（奨学金）の返済にまで至っていないという。

まとめ：国家予算から家計簿まで

スウェーデンの福祉や教育について繰り返し見聞し、そして制度について学習の機会を与えられながら、その背景にある税の徴収と分配について総合的に見ようという意欲が欠如していた反省がある。そこで経済学を研究する立場にはないが、税金と暮らしを結び線を追いかけてみようと思いついたのである。

国、県（ランドスティング）、市町村（コミュニティ）の税の収入と支出、国民の賃金と税金、そしてもっとも小さな規模の収支であ

る「家計」を丹念に追うという方法を使った。行財政も家庭も、仕組みをひとつひとつ理解しながら、分析していった。

男女共に納税者

スウェーデンでは男女共に稼働年齢の間は働き、男女共に納税者である。17.4%の65歳以上人口と、22.2%の17才以下の未成年者を養うだけの労働力人口を確保していることになる（数字は1996年）。社会として、働き盛りの男性も女性も、職業と子育ての両立が可能なように社会の歯車が動いている。子どもは社会の活力の源泉として不可欠であることを互いに認めているといえる。女性に結婚、出産、子育て、はては老人介護といった人生の中で生じ得る当然の出来事を、母性、親孝行、内助の功などという「美德」で処理させることはない。社会保障と地域サービスの両サイドからガードしている。税金と社会保険料によっている。社会保険料の個人負担はなく、雇用主が納める。労働力を提供する人がいるから、税金も社会保険料も納められる。

北欧の税金は高いと、所得税の比率だけで日本と比較するのは間違いで、日本の所得税と地方税、そして社会保険料を合算した額の給与に占める率と、スウェーデンの所得税の率を比較しなければならない。経済保障と生活保障サービスといった納めた税金の見返りとの関係では、金額に換算されない部分も多く、単なる数字の比較は無意味である。

家計に教育費なし

スウェーデンの家計の中に、日本では住宅費とともに頭を悩ます子どもの教育費という項目がないという点が注目になる。義務教育である基礎学校の9年は、親の負担は全くない。塾や稽古事などの費用もほとんどないと考えてよい。放課後は、学童保育や青少年余暇センターを利用し、日常生活に必要な技術や対人関係の構築が培われている。95%の進学率の高等学校も無償で、給食費も無料である。それどころか16才以下には児童手当金が、高校生には児童手当金と同額の教育手当金が支払われる。大学であるが、この年齢は

成人であるので、自分の口は自分で養うことになる。したがって国の教育ローンを利用する。奨学金といっても教育ローンであるので、返還義務がある。この報告の最後のケースで、夫の教育ローンの返済という支出項目があるのはそれである。

親としては子どもの教育費がほとんどかからず、父母共に職業と子育てができるというのであれば、子どもを産む気にもなる。女性も男性同様に働き、片親でも子育てが可能であるし、少なくとも経済面で子どもへのしわ寄せがない。愛がない結婚は解消される。もちろん愛があれば結婚生活は完結する。離婚しても再び愛が芽生えれば、再婚する。再婚夫婦の間に子どもができる。社会としては高齢化問題は子どもを確保することで解決する。家族を社会の最小の核として、人生のライフステージを計算に入れた社会システムが確立している国だと思う。

所得税は市町村と県に

スウェーデンの直接税である所得税は、地方自治体であるランドスティングとコミュンに入り、住民はサービスを直接的に受ける。税金の納め甲斐があるというものである。

間接税である消費税が内税方式であるので、税率を日本の外税と比較できない。しかも生活に不可欠な食品が半分以下の税率に押さえられている。この消費税と、雇用者が納める社会保険料で、育児、失業、障害、老齢といった人生の経済保障が得られるという安心感が得られる。日本のように消費税の使途がわからず、介護保険といった制度まで2,000年から導入されるに至っては、税金の徴収のみで、分配の行方はまるでつかめない。

税金の徴収と分配が透明であり、住民や国民の考えが、政治というパイプを通して、一人一人に返ってくる。賃金は決して高いとはいえないし（レートで計算する不都合もある）、いくつかの家計を見ても堅実である。

適度な住宅費

その理由であるが、教育費についてははずで

にふれた。もうひとつの理由であるが、日本のように住宅費に高額を要しないと点があげられる。住宅費の値上がりガスウェーデンでは問題になっている。日本人から見れば、上手な土地政策のおかげで、手の届くところに住宅があり、質的にも面積でも充実している。しかもライフステージに応じて年相応の家に住んでいる。

親から独立したての頃はワンルーム的なアパートであるが、結婚するともっと広い住み処に移る。子育ての頃は人生で一番広い家が必要とされているので、例えば3人の子育てをするなら120㎡ほどのスペースがあってもおかしくはない。子どもが巣立ってしまえば、また夫婦で生活するに相応しい家に住む。高齢になって連れ合いに先立たれ、しかも介助が必要になった場合は、地域に介助可能な年金生活者アパートがあるが、それでも60㎡くらいは確保されている。日本のように4人1室の老人ホームで、我慢を強いられることはない。子どものいる家庭や高齢者などで、低所得者のためには住宅手当金が経済保障の一部として支援される。住宅のローンにあえぐ必要はない。

このライフステージに応じた住居のあり方が目に見えるので、安心感がある。

貯蓄は社会の黄色信号

働いている時の見返りが退職後に経済保障として約束されているし、所得税を払ったコミュンは、地域で高齢者のケアをしているのであるから、老後のために貯金をする必要もない。ケース紹介で見たように「貯蓄」という欄がない。住宅、育児、老後の心配をしなくてもすむ「家計簿」の裏づけは、労働によって得る賃金と納める税金が生活に必ず返ってくるという約束である。

女性も生産活動において労働を供給し、税金を納め、経済保障と生活サービスに国家と公共部門を活用する。経済成長は生活水準を高めるはずであるが、日本のように個人消費と将来に備えて貯金に回すのでは社会としては安定しない。個人の貯金は社会の投資には

結びつかない。個人消費は、資源を無駄づかいし、環境を破壊し、少子化を招く危険をはらんでいる。老後をはじめとした将来の不安のために貯蓄をするので、経済が下降傾向をたどれば購買力が低下し、消費はのびず世の中はますます不景気になる。

福祉は国を富ます

生産によって生み出した富を平等に分配する必要があるが、いかに分配するかである。日本でも流行り言葉になっているQOL「生活の質」を、社会保険と地域サービスで処理しているのがスウェーデンである。税金という形で徴収した富を分配し、福祉と人権の関係が明確な国であることがわかる。分配が平等でなければ、人権が守られず、納税者の不満がつるのは明らかである。女性の伝統的な家庭内役割であった育児や介護を公共部門が肩代わりをしたために、そして税金や社会保険料を年金や手当に使用したから、国が貧しくなったかという逆で、福祉は総合的社会政策の中に定着した。そして家族の世話のために抑圧されていた女性は社会参加を達成し、健全な経済活動が展開されている。福祉は国を貧しくはせず、豊かにしている国は多い。

有権者の半数は女性である。男女共に働き、男女共に子育てをし、男女共に老いて、そして独り暮らしになってもふつうの生活が可能な社会を創造できるような市会議員を、県会議員を、国会議員を議会に送りだしている。



写真12 オンブズマン中のオンブツマン」O
(国会オンブツマン)

税金と暮らしを結ぶ線を追求してきたが、税金がいかに徴収され、どのように使用されているかを追っているうちに、スウェーデンの社会のあり方を見る結果になった。税は暮らしを映す鏡である。

男女の距離と男女の温度感覚

最後に写真12を載せる。写真の」O「国会オンブツマン」は伝統を誇り、世界的にもオンブツマンの手本とされるオンブツマンで、行政ににらみをきかせ国民の味方である。政府が任命するものとして消費者、男女平等、民族、児童そして障害者のオンブツマンがある。当事者による報道オンブツマンもある。

人権が守られる仕組みが確立している。

「働かざるものは食うべからず」ではなく、働ける時に、働ける人が働く。「内助の功」ではなく、家庭の内外で公平な男女の役割分担をする。「女、子どもの出る幕ではない」ではなく、女が子どもを産んで男女で育てる環境が社会を活性化する。社会にとって子は鎡(かすがい)である。税金と暮らしを結ぶ線を追跡すると、派手さはないが、堅実な生活がこの研究を進める中で確認できた。同時に、人間の一生が見えてくる思いがした。日本とスウェーデンの違いは、男女間の距離の取り方に起因している。

参考資料

1. コミューン(市町村)の統計資料
題名 Fact 1998 about SWEDEN'S 288 MUNICIPALITIES
発行 SVENSKA KOMMUNFORBUNDET
(全国コミューン連盟)
2. ランドスティング(県)に関する資料
題名 The Swedish County Councils (1998年版)
発行 The Federation of County Councils
(全国県連盟)
3. 国の統計資料
題名 The Swedish Budget 1998
BUDGET STATEMENT and SUMMARY
発行 The Ministry of Finance (財務省)
4. 年金と手当の額に関する資料
題名 PLÅNBOKSFAKTA 1998
(家計のための計算表)
発行 Posten Kundtjänst (郵便局顧客サービス)

5. ストックホルム市に関する資料
題名 Detta ar Stockhoms Stad 1997
発行 Information Stadhuset
6. ストックホルムのその他の統計資料
題名 STATISTISK ÅRSBOK ' 97
発行 Statistiska centralbyrån
7. 記事を引用した新聞
エクスペッセン EXPRESSEN
アフトン ブラーデット AFTON BLADET
ダーゲンス ニィヘーテッル
DAGENS NYHETER

註1：コミュニティでランドスティンクは、エーテボリ、マルメ、ゴットランドである。

註2：スウェーデンの通貨クローネkrから日本円への換算は、1 kr 17.5円
1997年夏以来のアジア経済の混乱は日本円の価値低下をもたらし、レートの変動も大きく、換算をむずかしくしている。

註3：収入のある人を子どもから大人まで全て(7,996,169人)についてみると、平均年収(男女を合わせた平均)は146,500kr(1996年)である。平均年収の2倍程度の収入があれば裕福であるとして、年間30万kr以上の収入のある人数(400,367人)はちょうど5%になる。

註4：本文の最後のケースでも、支出項目のひとつとして日刊新聞の購読料がある。本文でも新聞からの記事を引用したので、スウェーデンの新聞事情について説明を付加する。エクスペッセンとアフトンブラーデットはタブロイド版の新聞で店頭販売のみであるが、スウェーデンで人気のある2大新聞である。ここで使用したダーゲンスニィヘーテッルは、スベンスカダーグブラーデット(SVENSKADAGBLADET)と共に宅配される通常紙として販売部数の上位を占める。使用した上記の3紙は、いずれも40万部弱の売上がある。ちなみに子どもから老人を含んで人口884万人の国である。